

福山市建設工事成績評定活用要領

(趣旨)

第1条 福山市発注の建設工事における良好な品質の確保及び技術力に優れた地元企業を育成するため、福山市工事成績評定要綱の規定に基づく工事成績評定（以下「評定」という。）の結果に係る措置について必要な事項を定めるものとする。

(措置内容)

第2条 福山市発注の建設工事における評定の結果に基づき、次の措置を行うものとする。

(1) 評定の結果が標準に満たない者に対する措置

福山市が発注する建設工事の種類ごとに、前年度における評定の結果の平均点が60点以上65点未満の建設業者は6月1日から6月30日までの1か月間、60点未満の者は6月1日から8月31日までの3か月間、条件付一般競争入札に参加できないものとするとともに、指名競争入札の指名業者及び随意契約の相手方に選定しないものとする。ただし、指名除外により減点した評定の結果については、減点前のものをもって平均点を算出するものとする。

(2) 評定の結果が特に優秀な者に対する措置

「福山市建設工事優良成績者表彰要綱」に基づき、特に優秀な工事成績で建設工事を完成した建設業者及び当該建設工事に配置されていた技術者を表彰するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、2006年（平成18年）4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の第2条の規定は、2011年度（平成23年度）における評価の結果に基づく2012年度（平成24年度）の措置から適用し、2010年度（平成22年度）における評価の結果に基づく2011年度（平成23年度）の措置については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。